

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 菊川市・菊川市消防本部

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	83.7 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	95.1 %
全職員	61.3 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	100.2 %
本庁課長相当職	101.2 %
本庁課長補佐相当職	90.6 %
本庁係長相当職	95.2 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	89.5 %
31～35年	93.4 %
26～30年	97.4 %
21～25年	91.0 %
16～20年	86.2 %
11～15年	85.2 %
6～10年	89.9 %
1～5年	83.7 %

【説明欄】

- ・一時的な任用又は勤務日数が少なくかつ不定期勤務職員を除いている。
- ・全職員の男女比は1：1であり、任期の定めのない常勤職員以外の職員（主に会計年度任用職員）の男女比は2：8であり、相対的に給与水準が低い職員（会計年度任用職員）が女性に偏っていることや勤勉手当支給対象職員である任期の定めのない常勤職員の男女比は2：1と男性が多いことから【1. 全職員に係る情報】の男女差が大きくなっている。
- ・扶養手当について、男性職員の収入が女性配偶者の収入より多い家庭が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は93.6%である。
- ・消防職の休日勤務手当及び夜間勤務手当について、男性職員の方が多く、休日勤務手当の支給対象者に一人当たりの時間外勤務手当の平均支給額における男性に対する女性の割合は0.6%となっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。